

協定の概要

(関西電力、日本原子力発電、日本原子力研究開発機構)

協定の内容については、平成25年2月7日に事業者から滋賀県代表者会に回答した協定案に、代表者会での意見を踏まえ文末の表現に修正を加えたものとなっている。

1. 協定案の概要

(1) 滋賀県協定(もんじゅ、ふげん、敦賀、美浜および大飯発電所に係る安全確保等に関する協定書)

※自治体(甲)、原子力事業者(乙)とそれぞれ表記する。

見直しの主な項目	項目説明
①関係諸法令の遵守 (第1条)	<ul style="list-style-type: none">乙が、発電所の増設及び保守運営に当たって、安全を確保するため、関係諸法令の遵守と、万全の措置を講じなければならない。
②計画の報告 (第2条)	<ul style="list-style-type: none">乙が、発電所の新增設に係る建設計画、原子炉施設等に重要な変更を行う場合について、事前に甲に報告しなければならない。また、甲は安全対策について意見があるときは、乙に対して意見を述べることができる。
③輸送計画の事前連絡 (第3条)	<ul style="list-style-type: none">乙は、発電所の新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に甲に連絡しなければならない。
④平常時における連絡 (第4条)	<ul style="list-style-type: none">乙は、甲に対し、定期的に連絡する事項について定めたもの。
⑤異常時における連絡 (第5条)	<ul style="list-style-type: none">従来から約束している、乙から甲に対する異常時における連絡を条文化したもの。
⑥現地確認 (第6条)	<ul style="list-style-type: none">甲は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、乙に対し報告を求め、又は甲の職員に発電所の現地確認をさせることができる。甲、乙は、現地確認において相互に意見を述べることができる。
⑦損害の補償 (第7条)	<ul style="list-style-type: none">乙は、発電所の保守運営に起因して甲の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。
⑧原子力防災対策 (第8条)	<ul style="list-style-type: none">乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。乙は、甲が実施する地域防災対策に協力しなければならない。
⑨公衆への広報 (第9条)	<ul style="list-style-type: none">乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。
⑩連絡の方法 (第10条)	<ul style="list-style-type: none">乙は、甲に対し、第2条、第3条、第4条、および第5条に掲げる事項について、文書等をもって連絡しなければならない。
⑪連絡の発受信者 (第11条)	<ul style="list-style-type: none">甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定める。
⑫協定書の改定 (第12条)	<ul style="list-style-type: none">この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからもその改定を申し出ることができる。甲および乙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議する。
⑬疑義または定めのない事項(第13条)	<ul style="list-style-type: none">この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

(2) 長浜市協定(美浜発電所に係る安全確保に関する通報連絡等協定書)

滋賀県協定から、第2条、第3条、および第6条を除いたもの。

2. 協定締結者

(1)滋賀県協定

甲	乙	丙	丁	発電所
滋賀県	長浜市	高島市	日本原電	敦賀発電所
滋賀県	長浜市	高島市	原子力機構	もんじゅ
				ふげん
滋賀県	高島市	関西電力	—	美浜発電所
				大飯発電所

(2)長浜市協定

甲	乙	立会人	発電所
長浜市	関西電力	滋賀県	美浜発電所

以上